

# 労務 ROAD

## ■両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症対応特例

先週配信の労務 ROAD にて両立支援等助成金 育児休業等支援コースの「育休取得時・職場復帰時」の助成金についてご案内いたしました。今回は今年度から新設された、「新型コロナウイルス感染症対応特例」についてご案内いたします。

### ●新型コロナウイルス感染症対応特例とは・・・

小学校等の臨時休業により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に支給される助成金です。

### ●主な要件

#### ①次のどちらも実施されていること

(イ) 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の**規定化**

※特別有給休暇の賃金は全額支給が必要です。

※昨年実施された「小学校休業等対応助成金」とは異なり、就業規則等で規定化することが必要となります。

(ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかを社内に周知していること

- ・テレワーク勤務 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイムの制度
- ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- ・ベビーシッター費用補助制度 等

②労働者一人につき、①の特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

### ●支給額

支給対象労働者一人あたり	<b>5万円</b> ※1事業主につき10人まで（上限50万円）
--------------	----------------------------------

厚生労働省から出された企業向け Q&A の一部をご紹介します。

Q1：学校等が休業しておらず、また利用を控えるような要請もないが、自主的に学校等を休んだ場合は支給対象となるか。

自主的に学校等を休んだ場合は対象外。ただし、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校長が、新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合等は対象。

Q2：小学校は通常通り授業があるが、通っている学童保育施設のみ新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖してしまったため、会社を早退（特別有給休暇扱い）したときは支給対象となるか。

対象となる。その場合は、学童保育施設が発行する臨時休業の通知等を添付すること。

Q3：土曜日勤務のため学童保育に預けている。学童保育施設が新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖した場合は、土曜日であっても対象となるか。

対象となる。（支給要領で規定されている施設で、当該日が通常の登校日等である日に限る。）

Q4：子どもが新型コロナウイルス感染症に感染し、親（労働者）が濃厚接触者となったために、仕事を休まざる得なくなった場合は対象となるか。

対象とならない。学校休業等に伴い、子どもの世話をするために、仕事を休まざる得なくなった労働者が休んだ場合に支給されるものであり、労働者自身が感染した場合等は対象とならない。

Q5：新型コロナウイルス感染症に対応し、在宅オンライン授業が行われている場合、対象となるか。

対象となる。

【厚生労働省より】

VOL. 746  
(2105—1)



(旧 河本社労士事務所)  
〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26  
LUCIDSQUARE SEMBA 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：木下・安曇・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

緊急事態宣言の要請を受け、弊社では交替でテレワークを実施しております。期間中はお客様への訪問はせず、電話・メール・マイコモン等で対応させて頂いております。

<期間>  
令和3年4月26日(月)より  
令和3年5月11日(火)まで  
※緊急事態宣言延長の場合はテレワークも延長させていただきます。

関係者の皆様には大変ご迷惑とご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

### 5月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備  
(申告：6/1～7/12)
- ・STOP!熱中症 クールワー  
クキャンペーン